

最高裁秘書第4080号

令和元年8月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

最高裁が、岐阜地家裁の山崎秀尚判事の懲戒処分に関して作成し、又は取得
した文書

(2) 苦情の申出がされた日

平成30年12月19日付け（同月21日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第26号

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）